

## 日本歯科医学教育学会 バナー広告の実施要項

(目的)

### 第1条

この要項は、日本歯科医学教育学会ホームページバナー広告事業（以下「事業」という。）の取り扱いと円滑な運営を行うために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

### 第2条

この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 日本歯科医学教育学会ホームページ

日本歯科医学教育学会（以下「本会」という。）が管理するホームページをいう。

(2) 広告

文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページに最終的にリンクする機能を有するものを含む。

(広告の掲載場所)

### 第3条

広告は、本会ホームページに掲載するものとし、広告を掲載する位置及び枠数は、別途仕様書で定める。

(広告の優先順位、対象範囲、種類、規格等)

### 第4条

本会ホームページの広告について、次の各号に掲げる事項は、「日本歯科医学教育学会ホームページ広告掲載基準」において本会が別に定める。

(1) 広告の優先順位

(2) 広告の対象範囲

(3) 広告の種類

(4) 広告の規格

(5) 広告の禁止表現

(6) 広告の制限事項

(事業の実施期間)

### 第5条

事業の実施期間は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(広告の掲載期間)

#### 第6条

広告を掲載する期間は、原則として4か月単位とする。

2 各月の広告掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）および広告掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は毎月第一就業日とする。就業日は、本会のホームページ更新業務委託先の就業日とする。

3 広告原稿の変更、広告の取下げ、リンク先の変更については前項に示した1か月単位での受付とする。

(広告掲載の申込み等)

#### 第7条

広告主は、本会常任理事会（以下「理事会」という。）に対し所定のバナー広告申込書を提出する。

2 申込書は、掲載の開始を希望する月の前月の5日（当日が土日祝日の場合、その前の平日）までに行うものとする。

3 掲載中の広告の内容の大幅な追加・変更を行う場合も同様の手続きを行う。

(広告主の決定)

#### 第8条

バナー委員会は、第7条の規定により広告主から申込みがあった場合は、その内容が第4条の規定に反していないかを確認し、その結果を申込書提出後1週間以内に決定し、通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

#### 第9条

広告原稿は、広告主が第4条の規定に基づき作成するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 広告主は、作成した広告原稿を当該広告原稿の掲載を希望する月の前月の20日（当日が土日祝日の場合、その前の平日）までに提出するものとする。

4 本会バナー委員会は、前項の規定により提出された広告原稿の内容等が第4条の規定に反していないことについて審査を行い、適当と認めるものを掲載するものとする。

(広告の審査)

#### 第10条

広告の内容等の審査は、本会バナー委員会において行う。

(会議)

#### 第11条

バナー委員会は、広告掲載の依頼があったとき、広告の掲載の可否について疑義が生じたとき、または委員長が必要と認めるときに、招集して開催する。

2 前条及び前項に定めるもののほか、バナー委員会の運営等に関し必要な事項は、本会が別に定める。

(広告掲載の方法)

#### 第12条

本会は、第9条の規定により提出され、適当と認めた広告原稿を、原則として広告掲載開始日に掲載するものとする。

2 本会は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日に取り除くものとする。

(広告原稿等の変更)

#### 第13条

広告主は、広告の掲載期間内において、広告原稿を原則として月単位（第一就業日から翌月の第一就業日まで）で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告原稿を変更しようとする場合は、本会にあらかじめ報告するものとし、第9条の規定に準じて広告原稿を作成し、変更しようとする月の前月の20日（当日が土日祝日の場合、その前の平日）までに提出するものとする。

(広告表示の取消し)

#### 第14条

本会は、広告主が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告が第4条の規定に反したとき。
- (2) その他、広告事業を継続することが適切でないとき。

2 前項の場合において、広告主は、広告の掲載の取消しにより生じた損害の賠償を本会に請求することはできない。

(広告掲載の取下げ)

#### 第15条

広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により本会に申し出なければならない。

(リンク先の変更)

#### 第16条

広告主は、広告のリンク先の変更を希望するときは、変更を希望する月の前月の20日(当日が土日祝日の場合、その前の平日)までに本会に届け出るものとする。

2 広告主は、広告のリンク先の内容を変更するときは、変更しようとする日から起算して1か月前までに本会に届け出るものとする。ただし、新着情報やニュース記事に相当するような軽微な変更はこれに当たらないものとする。

(料金)

#### 第17条

広告掲載の料金は、別表の通りとする。

(不測の事態への対応)

#### 第18条

この要項に定める事項に従って掲載された広告やその内容について疑義が生じた場合又はこの要項に定めのない事項で必要がある場合は、本会と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

#### 第19条

この要項に定めるもののほか、事業に関して必要な事項は、本会が別に定める。

(改廃)

#### 第20条

この要項の改廃は、常任理事会の議を経て行う。

(附則)

この要項は、平成28年7月1日から施行する。

別表

掲載期間		4ヵ月	8ヵ月	12ヵ月
金額	賛助会員	30千円	50千円	60千円
	非賛助会員	50千円	90千円	120千円